

豊中市家庭的保育事業等認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項に定める家庭的保育事業を行おうとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定に基づく国、都道府県及び市町村以外の者が家庭的保育事業等を行おうとするときの認可申請については、家庭的保育事業等認可申請書(様式第1号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可の基準)

第3条 前条の認可申請に当たっては、豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号。以下「条例」という。)、法その他関係法令のほか、次項及び第4条から第10条までに掲げる基準を満たすものとする。

2 家庭的保育事業等の認可申請者(代表者及び役員)が暴力団(豊中市暴力団排除条例(平成25年度豊中市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。

(食事の提供の特例)

第4条 条例第17条第1項の規定により、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

(開所日数及び開所時間)

第5条 家庭的保育事業等を行うに当たっては、1年の開所日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則とし、1日の開所時間は11時間を原則とする。

(職員)

第6条 条例第30条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数(小数点第2位以下切り捨て)を合算した数(小数点以下を四捨五入)とする。

2 条例第30条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18

日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数(小数点以下を四捨五入)に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

- 3 第1項及び前項の規定は、条例第32条第2項に規定する保育従事者の数、条例第45条第2項に規定する保育士の数及び条例第48条第2項に規定する保育従事者の数に準用する。

(管理者)

第7条 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、次に掲げる要件を満たす管理者を配置するものとする。

- (1) 専従及び常勤であること。ただし、管理者を前条第1項及び第3項で規定する保育士又は保育従事者の数に加えることができるものとする。
- (2) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は、社会福祉事業について知識経験を有する者であること。

(設備の基準)

第8条 家庭的保育事業、小規模保育事業又は小規模型事業所内保育事業を行う者は、条例で規定する設備のほか、事業所内に幼児が手洗いできる設備及び乳幼児が沐浴できる設備を設置するように努め、設置したときは調理設備と区画するものとする。

- 2 条例第44条第1項で規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

(屋外遊戯場)

第9条 条例第23条第1項第5号、第29条第1項第4号及び第44条第1項第5号で規定する屋外遊戯場等について、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けることができる。

- (1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件のほか、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガ

イドライン」の要件を満たすこと。

(経済的基礎等)

第10条 家庭的保育事業等を行おうとする者は、次に掲げる経済的基礎等を有するものとする。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受け
る場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当
し、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
ア. 建物賃貸借期間が賃貸借契約において3年以上とされている場合
イ. 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的
交通事業者等の信用力の高い主体である場合
ウ. その他、市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断した場合
- (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通
預金、当座預金等により有していること。
- (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を
含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上して
いない場合等の財務内容が適正であること。

(休廃止の申請)

第11条 法第34条の15第7項の規定に基づく国、都道府県又は市町村以外の
者が、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときの承認申請は、家
庭的保育事業等(休止・廃止)申請書(様式第2号)に必要書類を添付し、市長
に提出することにより行う。

(変更の届出)

第12条 国、都道府県及び市町村以外の者が、児童福祉法施行規則(昭和23年
厚生省令第11号)第36条の36第1項の規定による変更をしようとするとき
の届出は、家庭的保育事業等変更届出書(様式第3号)に必要書類を添付し、市
長に提出することにより行う。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、別添家庭的保育事業等実施計画書を添えて申請します。

記

1. 事業所名
2. 事業所所在地
3. 認可定員
4. 事業開始予定日

家庭的保育事業等実施計画書

事業所名			
事業者名			
事業所所在地	最寄駅 線 駅		
	電話番号	FAX番号	
管理者名			
開所日数等 (年間)	日	土曜日の開所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開所時間等 (1日当たり)	開所時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
	保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
実施する家庭的保育事業等の区分 (該当するものに○をつけること。)	実施事業	区 分	添付する付表
		家庭的保育事業	付表 1
		小規模保育事業A型	
		小規模保育事業B型	
		小規模保育事業C型	付表 2
		居宅訪問型事業	
		保育所型事業所内保育事業	付表 3
	小規模型事業所内保育事業		
事業開始予定日	年 月 日		

付表 1

家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	0歳児		1歳児		2歳児		計			
利用定員 (見込み)	0歳児		1歳児		2歳児		計			
職員数	名 (うち管理者 調理員		名、保育士等 名、その他		名、嘱託医 名)					
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	造 (地上		階の 階)		階部分			
		面積	敷地面積		m ²		延床面積		m ²	
			事業所の専有延床面積				m ²			
	所有	敷地	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
		建物	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
屋外遊戯場 面積		m ²		(うち自己所有地		m ²)				
連携施設	施設名									
	設置者名									
	施設類型		<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園							
	所在地									
	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)				利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する 相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。					
			必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の 病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をい う。)を提供すること。							
			当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利 用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。							

連携施設 (続き)	(具体的な連携内容)	
延長保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
休日保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
食事の提供	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/> その他()
	(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ 搬入施設名 : 搬入施設所在地 :	
衛生管理・ 健康管理	(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理)	
保護者への 支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)	
秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)	
苦情への対応	(苦情を解決するための措置)	
運営状況等の 評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)	

添付書類

- 1 経営者一覧表(別紙1)
- 2 経営者履歴書(別紙2)
- 3 職員体制計画書(別紙3)
- 4 配置職員ローテーション表(別紙4)
- 5 管理者の履歴書(別紙5)
- 6 職員の履歴書(別紙6)
- 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ必要)
- 8 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し)
- 9 嘱託医の免許証の写し
- 10 事業所の付近見取図(同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドラインに基づく付近代替地の利用についての報告書を添付すること)
- 11 平面図(各室の用途及び面積が分かるもの)
- 12 各室面積表(別紙7)
- 13 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)
- 14 建物の建築検査済証の写し(紛失している場合は建築物台帳等記載事項証明書)又は既存建築物状況報告書の写し
- 15 耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要)
- 16 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)
- 17 家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)
- 18 調理業務委託契約書の写し(外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要)
- 19 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの
- 20 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要)
- 21 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要)
- 22 住民票の写し(個人の場合のみ必要)
- 23 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの)
- 24 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付)
- 25 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)
- 26 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要)
- 27 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9)
- 28 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10)

※ 添付書類17「家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)」に関し、連携施設の関する経過措置を適用する場合は、別紙7に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

居宅訪問型保育事業の認可に係る記載事項

職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、その他 名)	
提供する保育 (該当するものに○ をつけること。)		(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
		(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
		(3) 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
		(4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
		(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育
居宅訪問型保育連携施設 (「提供する保育」欄で(1)を選択した場合のみ記入すること。)	施設名	
	設置者名	
	所在地	
	(具体的な連携内容)	
保護者への支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)	

秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)
苦情への対応	(苦情を解決するための措置)
運営状況等の評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)
添付書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 経営者一覧表(別紙1) 2 経営者履歴書(別紙2) 3 職員体制計画書(別紙3) 4 管理者の履歴書(別紙5) 5 職員の履歴書(別紙6) 6 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し) 7 事業所の付近見取図、平面図 8 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書) 9 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要) 10 居宅訪問型保育連携施設からの承認書(該当事業を実施する場合のみ必要) 11 居宅訪問型保育事業の事業内容を示したもの(利用ニーズ、実施体制等) 12 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの 13 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要) 14 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要) 15 住民票の写し(個人の場合のみ必要) 16 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの) 17 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付) 18 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書) 19 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要) 20 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9) 21 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10) 	

付表3

事業所内保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
	雇用する労働者の乳幼児									
	地域の乳幼児				/	/	/			
	計									
利用定員 (見込み)	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
	雇用する労働者の乳幼児									
	地域の乳幼児				/	/	/			
	計									
職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、嘱託医 名 調理員 名、その他 名)									
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	造 階の 階部分 (地上 階、地下 階)							
		面積	敷地面積		m ²		延床面積		m ²	
			事業所の専有延床面積						m ²	
	所有	敷地	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
		建物	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 賃貸					
屋外遊戯場 面積		m ² (うち自己所有地						m ²)		
連携施設	施設名									
	設置者名									
	施設類型		<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園							
	所在地									

連携施設 (続き)	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)		利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する 相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
			必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の 病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をい う。)を提供すること。
			当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利 用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
	(具体的な連携内容)		
延長保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~	時 分(時間)
休日保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~	時 分(時間)
食事の提供	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/> その他()	
	(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ		
	搬入施設名 : 搬入施設所在地 :		
衛生管理・ 健康管理	(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理)		
保護者への 支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)		
秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)		

苦情への対応	(苦情を解決するための措置)
運営状況等の評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営者一覧表(別紙1) 2 経営者履歴書(別紙2) 3 職員体制計画書(別紙3) 4 配置職員ローテーション表(別紙4) 5 管理者の履歴書(別紙5) 6 職員の履歴書(別紙6) 7 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ必要) 8 管理者・職員の資格証明書(保育士証等の写し) 9 嘱託医の免許証の写し 10 事業所内保育事業実施に関する委託契約書の写し(事業主から委託を受けて実施する場合のみ必要) 11 事業所の付近見取図(同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドラインに基づく付近代替地の利用についての報告書を添付すること) 12 平面図(各室の用途及び面積が分かるもの) 13 各室面積表(別紙7) 14 土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書) 15 建物の建築検査済証の写し(紛失している場合は建築物台帳等記載事項証明書)又は既存建築物状況報告書の写し 16 耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要) 17 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ必要) 18 家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8) 19 調理業務委託契約書の写し(外部委託及び搬入施設から搬入する場合のみ必要) 20 保育所保育指針に基づく保育課程に準じたもの 21 定款又は寄付行為(法人の場合のみ必要) 22 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合のみ必要) 23 住民票の写し(個人の場合のみ必要) 24 運営規程、就業規則(従業員が10名未満の場合は就業規則に類するもの) 25 直近3年の決算書類(個人の場合は直近3年の確定申告書の写し)及び事業開始年度の予算書(予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付) 26 年間事業費の12分の1以上に相当する額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書) 27 理事会等の決議録(法人の場合のみ必要) 28 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙9) 29 豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙10) 	

※ 添付書類 18 「家庭的保育事業等の連携施設承諾書(別紙8)」に関し、連携施設に関す

る経過措置を適用する場合は、別紙7に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。

様式第2号

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等（廃止・休止）申請書

年 月 日付け豊中市 第 号により認可された家庭的保育事業等を
(廃止 ・ 休止)したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により申請します。

記

1. 事業所名
2. 事業区分
3. 事業所所在地
4. 廃止予定日・休止期間
5. (廃止 ・ 休止)理由

(添付書類)

- 1 利用乳幼児の処置方法(廃止・休止の場合とも)、財産の処分方法 (廃止の場合のみ)
- 2 引継ぎ確認書の写し、贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳 (設置者の変更の場合のみ)

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等変更届出書

年 月 日付け豊中市 第 号により認可された家庭的保育事業等の実施に関する事項について変更したいので、下記のとおり、児童福祉法施行規則第36条の36第1項の規定により届け出ます。

記

1. 施設名
2. 所在地
3. 変更予定日
4. 変更事項 (該当する事項に○をつけること。)

該当する事項	変更しようとする事項
	名称
	位置・住居表示
	建物その他設備
	認可定員・利用定員
	経営者
	管理者
	その他運営規程に関する事項

5. 変更内容

変更前	変更後

6. 変更理由

添付書類一覧

添付書類		名称	位置・ 住居表示	建物等	認可定 員・利 用定員	経営者	管理者
1	経営者一覧表(別紙1)					○	
2	経営者履歴書(別紙2)					○ ※2	
3	職員体制計画書(別紙3)				○		
4	配置職員ローテーション表(別紙4)				○		
5	管理者の履歴書(別紙5)						○
7	職員の履歴書(別紙6)				○ ※1		
8	所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し				○ ※1		
9	管理者・職員の資格証明書(保育士証等)				○ ※1		○
10	住居表示変更通知書の写し		△				
11	事業所の付近見取図、平面図		○	○			
14	各室面積表(別紙7)			○			
15	土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)		△	△			
16	建物の建築検査済証の写し又は既存建築物状況報告書の写し			△			
17	無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し		△	△			
18	調理業務委託契約書の写し			△			
19	定款又は寄付行為	○					

※1 申請時又は前回変更届出時(認可定員・利用定員)から新たに採用した職員のみ添付。

※2 新たに経営者となる者の履歴書のみ添付。

※ 「○印」は必要書類、「△印」は必要に応じて省略できる書類。

※ 「その他運営規程に関する事項」の変更については、運営規程及び変更内容が分かるものを添付。

經營者一覽表

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

経 営 者 履 歴 書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現 住 所		生年 月日	年 月 日
現 職		法人と の関係	
職 歴 等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月	資格番号等	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

職員体制計画書

1 職員体制

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任 の別	常勤・非常勤 の別	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 職員配置基準の対象となる非常勤職員がいる場合については、「備考」欄に「職員配置基準対象」と記入すること。

2 職員配置基準（居宅訪問型事業は除く）

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数
名	名	名	名	名

年 月 日現在

管理者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職歴等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		卒業
公職歴（社会福祉、幼児教育、地域活動）			
期 間		公 職 等	
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
資 格 等（社会福祉、幼児教育）			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		

職員の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
職歴等			
期 間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資格等（社会福祉、幼児教育）			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

各室面積表

1 各室面積

室名	対象となる乳幼児の年齢	認可定員	面積(m ²)	乳幼児1人当たり面積(m ²)
合計				

※「室名」の欄には、「乳幼児の保育を行う部屋」(家庭的保育事業のみ)、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」、「調理室」、「調理設備」、「医務室」(保育所型事業所内保育事業のみ)、「便所」、「沐浴設備」、「廊下その他」等の区分を記入し、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」については「対象となる乳幼児の年齢」、「認可定員」及び「園児1人当たり面積」の欄を記入すること。

※「合計」の欄の面積は、事業所の専有延床面積と一致させること。

2 屋外遊戯場

面積(m ²)		認可定員(2歳児以上)		乳幼児1人当たり面積(m ²)	
面積の内訳(m ²)	自己所有		借地	代替地(公園等)	

家庭的保育事業等の連携施設承諾書

年 月 日

市 町 村 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等の認可を受けようとする下記事業者の連携施設となることを承諾いたします。

1 連携施設となる家庭的保育事業等の認可を受ける事業者

事業者名	
事業所名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業
事業所所在地	
連携開始予定日	

2 連携施設の概要

連携施設名	
施設区分	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園
認可定員	
施設所在地	

2 連携施設として連携する内容

連携する内容 (該当するものに○をつけること。)	<input type="checkbox"/>	食事の提供に関する支援
	<input type="checkbox"/>	嘱託医による健康診断等に関する支援
	<input type="checkbox"/>	屋外遊戯場の利用に関する支援
	<input type="checkbox"/>	合同保育に関する支援
	<input type="checkbox"/>	後方支援
	<input type="checkbox"/>	行事への参加に関する支援
	<input type="checkbox"/>	卒園後の受け皿としての支援 (受け入れる3歳児の数) 人
具体的な連携内容		

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

市 町 村 長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第34条の15第3項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙10)

豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

豊中市長 様

設置者 住 所

法人名称

代表者職・氏名

印

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、家庭的保育事業等の認可を申請するに際して、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2項の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者